

「考えよう その一言を 言う前に」

菊陽中部小学校 5年 藤澤 昂大(現在6年生)



忙しい朝の時間でも家族と一緒にご飯を食べたり、家族とふれあう温かさをこの絵やつぶやきの中から感じられます。家族のことが大好きな初夏さんは、園でもおうちのことをよく話してくれたり、同じ園に通う妹のことを気にかけ、一緒にままごとを楽しむ姿もあります。

先生から

きょうのあさ、なつとうごはんをたべた。おにいちゃんがおとなりになつてたべてるよ。おにいちゃんもなつとうごはんをたべた。いもうともなつとうごはんをたべた。あと、とうふのしるがなくて、おにいちゃんもわたしもぎゅうにゅうのんだよ。おとうちゃんはあさはやいから、おかあちゃんがほいくえんにおくってくれる。おとうちゃんはわたしたちと



みんなとえがおで (作者は中央)



「なつとうごはんたべたよ」

何気なく使っているその言葉を考える

文責：町地域人権教育指導員 村上 秋成

原稿を書いたのは8月末ですが、暑い日々が続いていました。テレビや新聞でも連日の猛暑のことがとりあげられていました。家で、テレビを見ていたら、その放送で次のような場面がありました。クーリングシェルター(※)に避難しておられる高齢者へのインタビューで、高齢者は車の運転をされないのでしょうか、「ここに避難してくる『足がない』んですよ」と答えられていました。私たちの身の回りでも時々、聞かれる言葉ではないでしょうか。時々使っている表現ではないでしょうか。

身体の一部を使った表現はこの他にもたくさんあります。「片手落ち(かたておち)」とか「手短(てみじか)」なども思わず発したり書いたりする言葉ではないでしょうか。その放送局は、そのときのテレビ画面の字幕には、その表現通りではなく「避難してくる『交通手段がない』」という表記にされていました。

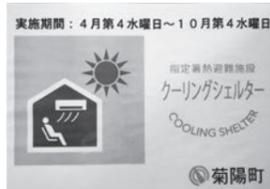
言葉の意味を詳しく調べ、誰かを傷つけていることはないのかを考えてみて、思いをめぐらせてみてこの言葉の表現になったのでしょうか。足や手に何らかの障がいを持っている人が言葉を作っていたらこのような言葉は生まれていなかったかもしれません。

「かわいそう」「ふつう」「関係ない」という言葉についても、日常生活で思わず使う言葉ですが、そこにどのような意味があるのか、対等な人間関係に基づく言葉なのか、相手の立場に立つ言葉なのかなどを考えてみることは、自らの人権感覚を豊かにすることになるのではないのでしょうか。

(※)クーリングシェルター(指定暑熱避難施設)

熱中症による健康被害の発生を防止するため「熱中症特別警戒アラート」が発表されたときに、危険な暑さから身を守り暑さをしのぐ休憩的な場所として開放する施設(発表がなくても利用可)。

町では町役場ロビー、南部町民センターロビーなど21カ所に開設。



ゆたかな心をはぐくむ

人権のひろば

198

人権教育・啓発課

096(232)2113

「あさのはじまり」

なかよし園 上村 初夏(5歳)

タッチしてからおしごとに行くよ。あさ、おとうちゃんが「おきなさい」っていてもおきなく、おかあちゃんが「もうすこしねていいよ」っていったから、おかあちゃんのおひざにゴロンしてちよっとだけねた。いもうとがはやくおきたよ。おとうちゃんはベッドで、わたしはつめたいマットをひいてねる。あせかくとあたまがかゆいから。おにいちゃんはベッドでねたり、マットでねたりする。

菊陽町 総合交流ターミナル 096(232)8690



NEWS 第50回



ご予約承ります

お食事処さん膳では、宴会プランを準備しています。

料金 4,950円～ 飲み放題 1,650円(別途)

- 大小宴会承ります。 ● 料理は予算に応じてご用意します。

健康増進施設 スポーツジムにんじむ 入会キャンペーン

10/1(水)～10/10(金)

入会特典 期間中に入会すると、1カ月分(10月分)が無料

Table with 2 columns: Category (一般, 70歳以上) and Monthly Fee (7,900円, 6,100円).

にんじむ 営業時間 (月)～(土): 9:30～22:30 (受付: ~21:30) (日)～(祝): 9:30～19:00 (受付: ~18:00) 定休日 (火)(祝の場合は営業)

消費生活通信 vol. 8

町消費生活相談室(総合政策課内) 096(232)2112 相談受付時間 (月)～(木) 午前10時～午後4時

クレジットカードの不正利用

相談事例①

クレジットカードの利用明細を見たら、身に覚えのない請求があった。請求元の事業者は利用したことがない。どのように対応すればよいか。(40歳代 女性)

相談事例②

利用しているクレジットカードの会社から電話があり、「〇年〇月〇日にA国のB店でクレジットカードを利用して買い物をしたか?」と尋ねられたので、A国には行ったこともないと伝えた。身に覚えのない事だったので驚いた。(50歳代 男性)

消費者へのアドバイス

クレジットカードの利用明細で身に覚えのない請求を発見した場合は、まずは不正利用かどうか確認しましょう。家族が利用していたというケースもあります。また決済処理の関係で、実際利用した日と請求日が異

なる場合や、同一の事業者であっても、店舗名と明細書に記載された名称が異なる場合もあります。

- 不正利用が確認出来たら、次の順で対応しましょう。 ①カード会社へ連絡。カード利用停止の手続きをする。 ②警察へ被害届を出す。 ③カード会社へ警察の受理番号を伝える。 ④カード利用を継続する場合、再発行の手続きを取る。 ⑤各種費用の支払いに利用していた場合は、変更手続きを行う。

クレジットカード会社では、不正利用などを防ぐために、不正探知システムを導入した監視も行われています。このことから、不審な場合はクレジットカード会社から確認の連絡がある場合もあります。一方で、これを悪用し、クレジットカード会社になりすましたメールで偽サイトに誘導し、個人情報盗み取るフィッシング詐欺も発生していますので、注意が必要です。

困ったときは、消費生活相談窓口へご相談ください。